

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則 (令和二年^{財務省}厚生労働省^省令第一号)
農林水産省

改正後	改正前
<p>(都道府県知事等が発行する輸出証明書の種類)</p> <p>第四条 法第十五条第二項の規定により都道府県知事等が発行する輸出証明書の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 衛生証明書(次に掲げる農林水産物又は食品に係るものに限る。)</p> <p>イ アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、キルギス、サウジアラビア、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシアに輸出される畜産物(その加工品を含む。以下同じ。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(施設認定農林水産物等)</p> <p>第十三条 法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、欧州連合の構成国、オーストラリア、カ</p>	<p>(都道府県知事等が発行する輸出証明書の種類)</p> <p>第四条 法第十五条第二項の規定により都道府県知事等が発行する輸出証明書の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 衛生証明書(次に掲げる農林水産物又は食品に係るものに限る。)</p> <p>イ アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、キルギス、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシアに輸出される畜産物(その加工品を含む。以下同じ。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(施設認定農林水産物等)</p> <p>第十三条 法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、欧州連合の構成国、オーストラリア、カ</p>

タール、カナダ、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓
民国、台湾、バレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、
香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出される畜産物
三・四 (略)

(都道府県知事等が認定する適合施設の種類)

第十五条 法第十七条第二項の規定により都道府県知事等が認定す
る適合施設の種類の類は、次に掲げる農林水産物又は食品が生産され
、製造され、加工され、又は流通する施設とする。

- 一 (略)
- 二 アラブ首長国連邦、インドネシア、欧州連合の構成国、カタ
ール、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、バ
レーン、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又
はミャンマーに輸出される畜産物
- 三 (略)

タール、カナダ、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、バ
レーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、香港、マカオ、マ
レーシア又はミャンマーに輸出される畜産物
三・四 (略)

(都道府県知事等が認定する適合施設の種類)

第十五条 法第十七条第二項の規定により都道府県知事等が認定す
る適合施設の種類の類は、次に掲げる農林水産物又は食品が生産され
、製造され、加工され、又は流通する施設とする。

- 一 (略)
- 二 アラブ首長国連邦、インドネシア、欧州連合の構成国、カタ
ール、シンガポール、タイ、大韓民国、バレーン、フィリピ
ン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸
出される畜産物
- 三 (略)

別記様式一（第33条第1項関係）（法第38条第1項の規定により立入調査又は質問を行う場合）
（表）

		第	号
		年	日発行
		月	
身分証明書			
官職名及び氏名			
写 真		上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第38条第1項の規定による立入調査又は質問をする職員であることを証明する。	
		発行者	印
	押 出 ス タ ン プ		

（以下略）

別記様式一（第33条第1項関係）（法第38条第1項の規定により立入調査又は質問を行う場合）
（表）

		第	号
		年	日発行
		月	
身分証明書			
官職名及び氏名			
写 真		上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第38条第1項の規定による立入調査又は質問をする職員であることを証明する。	
		発行者	印
	押 出 ス タ ン プ		

（以下略）

別記様式二（第33条第1項関係）（法第38条第2項の規定により立入調査又は質問を行う場合）
（表）

	第 年	月	号 日発行
身分証明書			
官職名及び氏名			
写 真	上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 （令和元年法律第57号）第38条第2項の規定による立入調査 又は質問をする職員であることを証明する。		
	押 出 ス タ ン プ	発行者	印

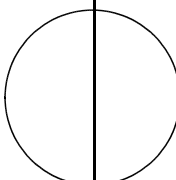
（以下略）

別記様式二（第33条第1項関係）（法第38条第2項の規定により立入調査又は質問を行う場合）
（表）

	第 年	月	号 日発行
身分証明書			
官職名及び氏名			
写 真	上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 （令和元年法律第57号）第38条第2項の規定による立入調査 又は質問をする職員であることを証明する。		
	押 出 ス タ ン プ	発行者	印

（以下略）

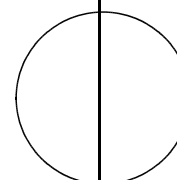
(表)

		第 年	月	号 日発行
身 分 証 明 書				
官職名及び氏名				
写 真		上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 (令和元年法律第57号) 第39条第1項の規定による立入調査 又は質問をする職員であることを証明する。		
		農林水産大臣	印	

押
出
ス
タ
ン
プ
又
は
印

(以下略)

(表)

		第 年	月	号 日発行
身 分 証 明 書				
官職名及び氏名				
写 真		上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 (令和元年法律第57号) 第39条第1項の規定による立入調査 又は質問をする職員であることを証明する。		
		農林水産大臣	印	

押
出
ス
タ
ン
プ
又
は
印

(以下略)